

第 4 期

特定健康診査等実施計画

ベンチャーバンク健康保険組合

令和6年4月

1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条により、6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。本計画では令和6年度から令和11年度の計画を定める。

2. 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、ベンチャーバンクグループの複数の母体企業で構成する単一健康保険組合である。

8つある事業所（令和6年4月時点）の本部は東京にあるが、店舗が全国に点在している。

当健康保険組合に加入している被保険者の平均年齢は29.35歳で、女性が全体の約87%を占めている。

健康診断については、店舗を含めた各事業所近隣の医療機関と契約している。

3. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

(1) 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

(2) 特定健康診査等の実施に係る留意事項

各自治体（市区町村）等が行う健康診断や特定健康診査を受診した被扶養者について、人数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健康保険組合が主体となって特定健康診査を行いそのデータを管理する。

(3) 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主と当健康保険組合は共同で健康診断の運用を行う。健診費用については、労働安全衛生法に規定の項目は事業主が負担し、組合は事業主へ労働安全衛生法に関わる健診データを提供する。保健指導においては当健康保険組合にて委託業者と契約し実施する。

(4) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の最大の目的は、生活習慣病に移行させないこと、また、該当者に対しては重症化させないことにある。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

4. 達成目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

国の基本方針に示されている、令和11年度における単一健康保険組合の特定健診の目標実施率90%を参酌標準としたうえで、この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

<目標実施率>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被保険者	88.0%	91.9%	92.2%	94.0%	96.6%	98.0%
被扶養者	23.2%	43.2%	49.1%	51.8%	55.8%	55.5%
被保険者＋被扶養者	82.6%	87.7%	88.4%	90.3%	92.9%	94.1%

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

国の基本方針に示されている、令和11年度における単一健康保険組合の特定保健指導の実施目標値60%を参酌標準としたうえで、令和6年度以降の実施目標値を以下のように定める。

<目標実施率>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被保険者＋被扶養者	65.4%	70.8%	74.9%	78.1%	77.3%	82.5%

(3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

国は、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を令和5年度（第3期）までに平成20年度と比べて25%以上減少を目標として掲げている。

当健康保険組合は平成27年度に設立されたことから、令和11年度において、平成27年度と比較して特定保健指導対象者の減少率を第3期の全国目標に引き続き25%以上とする。

5. 特定健康診査等の対象者数

(1) 対象者数

①特定健康診査

< 被保険者 >

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被保険者	5,403	5,714	6,044	6,392	6,761	7,150
40歳以上対象者	426	448	472	497	523	550
目標実施率	88.0%	91.9%	92.2%	94.0%	96.6%	98.0%
目標実施者数	375	412	435	467	505	539

< 被扶養者 >

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被扶養者	425	450	476	503	532	563
40歳以上対象者	39	42	45	48	52	56
目標実施率	23.2%	43.2%	49.1%	51.8%	55.8%	55.5%
目標実施者数	9	18	22	25	29	31

< 被保険者+被扶養者 >

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被保険者+被扶養者	5,828	6,164	6,519	6,895	7,293	7,713
40歳以上対象者	465	490	517	545	575	606
目標実施率	82.6%	87.7%	88.4%	90.3%	92.9%	94.1%
目標実施者数	384	430	457	492	534	570

②特定保健指導の対象者数

< 被保険者+被扶養者 >

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
40歳以上対象者	465	490	517	545	575	606
特定保健指導対象者	18	20	21	23	26	28
目標実施率	65.4%	70.8%	74.9%	78.1%	77.3%	82.5%
積極的支援対象者	6	6	6	7	8	8
目標実施者数	4	4	5	5	6	7
動機付け支援対象者	13	14	15	16	18	20
目標実施者数	8	10	11	13	14	16
目標実施者数計	12	14	16	18	20	23

6. 特定健康診査等の対象者数

(1) 対象者数

特定健康診査は、契約医療機関で人間ドックや生活習慣病健診に包含して実施する。

特定保健指導は、保健指導が必要になった者と委託先業者が調整の上、面談方法・日時等を決める。

面談は、直接会って行う対面型かICTを活用した遠隔面談のいずれかの方法で行う。

(2) 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は通年とする。

(4) 委託の有無

①特定健康診査

基本的に契約医療機関を利用する。

②特定保健指導

基本的に「標準的な健診・保健指導プログラム第1編第1章」の考え方にに基づき外部委託する。委託機関を通じて全国での利用が可能となるよう借置する。

(5) 受診方法

<特定健康診査>

原則、対象者が当健康保険組合のホームページの予約システムを使用して自分で受診申込を行い受診する。生活習慣病予防健診および人間ドック受診者は、特定健康診査を受診したものとみなす。実施期間は通年とする。

<特定保健指導>

特定保健指導実施機関と委託契約して実施する。対象者へは健康保険組合から事業主を通してへ連絡し、対象者が自分で委託機関へ申し込む。実施期間は通年とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合ホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データ又は紙媒体を随時（又は月単位）受領して、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導について委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、年度末年齢が40歳以上で指導が必要とされるものに特定保健指導の案内を行う。

7. 個人情報の保護

(1) 基本方針

当健康保険組合は、個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(2) 記録の管理

当健康保険組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

なお、特定健康診査等の記録の保管は、実施年度の翌年から各5年間とする。

8. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健康保険組合ホームページに掲載して行う。

9. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当該年度の特定健康診査と特定健康診査の実施率と目標実施率から評価を行い、目標との乖離が大きい場合には翌年度の保健事業策定時に見直しを行う。

10. その他

当健康保険組合に所属する職員に特定健康診査・特定保健指導等に関して、その目的、重要性を認識させるための研修に随時参加させる。